

ISSN 0385-7476
SSK

169
2000
September



その研究と情報

1 特集◎

交通バリアフリー法と視覚障害者 もりすぐる

17 ルポ◎

名古屋盲人情報文化センター40周年

一岩山光男と図書館活動—(前編) 立花明彦

26 ボランティア最前線◎

25年を経て、かたりべの会の今 柴田克二

34 連載◎

英国高等教育における
障害者の学習支援システム (4) 広瀬洋子

44 インフォメーション・コーナー

視力のよわい方・お年寄りの方の読書に朗報！

モニター・カメラ分離式
簡易型書字兼用の

拡大読書器

●読みやすい●書きやすい●使いやすい **かくだい君®**



カラー読書器TOP-C02型

TOP-C02型の特長

- ピント合わせと拡大倍率は一本の操作棒で調節できますので、楽な姿勢で読み書きができます。
- 拡大画像の高倍率化“39.5倍”を実現しました。(21インチモニターにて)。
- 広く・堅牢な資料台を採用しました。
- 資料用照明のまぶしさをなくしました。
- 21型(20kg)迄のモニター搭載が可能です。

価格

TOP-C02型 (モニター別売)

¥198,000

(お手持ちのビデオ入力端子付きカラーテレビをモニターとして利用できます)



白黒読書器TOP-01型

TOP-01型の特長

- ピント合わせと拡大倍率は一本の操作棒で調節できますので、楽な姿勢で読み書きができます。
- 拡大画像の高倍率化“32倍”を実現しました。(17インチモニターにて)。
- 広く・堅牢な資料台を採用しました。
- 資料用照明のまぶしさをなくしました。
- 21型(20kg)迄のモニター搭載が可能です。

価格

TOP-01型 (14型テレビ付)

¥198,000

TOP-01型 (17型専用モニター付)

¥250,000

●視覚障害者用拡大読書器には消費税がかかりません。

●「日常生活用具」認定品として、補助金支給の制度があります。

代理店 (西日本地区)

三興機電株式会社
事務機械事業部

〒532-0012 大阪市淀川区木川東3-4-18
中村第2ビル
電話 (06) 6305-5031 (代)

製造・販売 (東日本地区)

株式会社 **三力三**
福祉機器担当

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-10-1
電話 (03) 3263-3921 (代)

代理店 (北海道地区)

福祉 北海道オフ機材

〒063-0033 札幌市西区西野3条4-10-8
電話 (011) 661-0834

「交通バリアフリー法」とは、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称で、2000年5月に成立し、2000年秋施行される予定である。通称とはいえ「バリアフリー」という用語が法律に使われるようになったことの意義は大きい。

本稿では、「交通バリアフリー法」の成立にいたるここ数年の動き、同法の今後の課題、そして活用法について紹介する。後にのべるように、この法律は市民が活用することで可能性をひろげるものである。安全に街を歩き、安心して暮らせるために、この法律の理解を深めたい。

1. 交通バリアフリー法とは

交通バリアフリー法の目的は、第1条に以下のように述べられている。

「この法律は、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性が増大していることにかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備を改善するための措置、旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする」。

わかりにくいということも「バリア」の一種であるということ、

この条文の作成者の耳元でささやきたくなるような難解な文章だが、端的にいて、車両や駅や駅周辺を、高齢者や身体障害者等が安全に、安心して利用できるようにするということである。

この法律に類似したものでは、「ハートビル法」の通称をもつ「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」が1994年に制定されている。この法律では、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の不特定多数が利用する建築物を「特定建築物」と定め、これらについて一定の数値基準を提示してバリアフリー化を図っている。また、各自治体で制定されている「福祉のまちづくり条例」も、この法律に準じた形で定められている。この法律制定後、「ひとにやさしい」と称する建築物が増加傾向にある。

公共交通は、最初から「不特定多数」が利用するので、建築物とは違って、すべてが「交通バリアフリー法」の対象となる。ただし、利用者が相当数である施設については、ここでも「特定旅客施設」として、優先してバリアフリー措置を講ずるように求められている。鉄道駅では、1日の利用者数が5000人以上か、相当数の高齢者・身体障害者等の利用が見込まれる駅について、「重点整備地区」として市区町村がバリアフリーのための基本構想を作成、鉄道事業者はその基本構想に沿ったバリアフリー施策を実施する義務を負うことになる。

交通バリアフリー法は、しかしながら藪から棒にできたものではない。すでに運輸省では、1994年に「公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者のための施設整備ガイドライン」を策定し、駅などにおける利用者の場面ごとの行動につき、高齢者、視覚障害者、外国人等、詳細な分類に基づいた「不便さ」を分析、例図や寸法の基準などを挙げてバリアフリー化を図るよう指導をしている。また、エスカレーター・エレベーターの整備指針についても、1993年には

運輸省鉄道局長通達が出されており、以後大都市圏や各地方の中心駅、新規開業駅などから整備がすすめられている。さらにその過程で、地方自治体や運輸省の外廓団体である「交通エコロジー・モビリティ財団」などの諸機関が、バリアフリー化にあたっての助成や低利の導入融資を制度化し、その進展についての動機づけをおこなっている。

交通バリアフリー法は、このような諸通達、ガイドライン等によるバリアフリー化の進展を受けて、制度化されたのだということが出来る。

2. 視覚障害者にとって「公共交通のバリア」とは

「バリアフリー」とは、障壁（バリア）を除去（フリーに）することである。そしてその「障壁」を、次の4種に分類し解明することが最近の「流行り」である。

最初に「物理的障壁」が挙げられる。これは、高さ、長さ、重さ、時間などが障壁となっているものをいう。たとえば、車椅子利用者にとっての数段の段差。筋力の低下した高齢者等にとっての重い扉、踏切や交通信号で渡りきる前に信号がかわったり遮断機が下りたりするというものをいう。

次に「情報の障壁」が挙げられる。見る、聞く、話す、わかるという機能が阻害されるために起こるものである。たとえば、何らかの事故により列車が運行されないようなとき、アナウンスだけでは聴覚障害者は事情がわからず、文字情報だけでは視覚障害者に伝わらない。このような事例が情報の障壁として分類できる。

いま挙げた2種類の障壁は、機器の開発などによって低減される傾向にある。

次に「心理的障壁」が挙げられる。差別、偏見のほか、障害をもつ当事者の「あきらめ」などもこれに入るとされている。この障壁

立ち読み版はここまでとなっております。

続きをお読みにになりたい場合には
社会福祉法人 視覚障害者支援総合センター
までお問い合わせください。

編 集 後 記

前総理が発案し、自らが図案の一部を考えたという2千円札が去る7月から流通を始めました。新札の発行には賛否両論があり、またサイズや識別マークに対する切実な要望が寄せられました。登場した2千円札は、視覚障害者の期待を大きく裏切るものでした。全国紙の一つは、新札登場により、お札の認識が一層困難になり、日常生活に及ぼした支障を取材し報じています。記事は、バリアフリーを推進する国の政策は、上辺ばかりのものであることをこの新札は如実に物語っていると結んでいます。認識マークにはその限界があるものの、サイズの面などで考慮できなかったことは、指摘に値し、弁解の余地はないとも言えます。

本号特集で取り上げたように、交通バリアフリー法が成立しました。執筆者は、私たち自身でもこの法律を育てていく必要を述べています。お互いの歩み寄りが大事とは言え、バリアフリーの道は、まだまだ遠いようです。

(立花明彦)

視 覚 障 害 2000年9月 No.169

年間購読料 4,200円(送料とも)

発行日 2000年9月1日

編集人 立花 明彦

(連絡先) 日本盲人福祉研究会(文月会)

〒167-0043 東京都杉並区上荻2丁目37番10号
Keiビル3階

電話 (03)5310-5051 (代)

FAX (03)5310-5053

<http://www.normanet.ne.jp/~fumizuki/>

振替口座 00160-4-16103

発行人 障害者団体定期刊行物協会

〒157-0073 東京都世田谷区砧6-26-21

印刷所 株式会社 大活字

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-1-9

電話(03)5282-4361